

令和3年2月

普通預金口座を新規開設いただくお客さまへ

兵庫県信用組合

## 「未利用口座管理手数料」の新設について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合では、令和3年4月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座に対し、「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。

本手数料は、令和3年4月以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対して管理費用をご負担いただくものです。（普通預金口座には、総合口座も含まれます。）

### 【未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座】

以下の（１）～（５）のすべてを満たす普通預金口座を対象とします。

- （１） 令和3年4月1日以降に新規開設された普通預金口座であること。
- （２） 最後のお預入または払戻しから2年以上、一度もお預入または払戻しのご利用がない普通預金口座であること。（当該普通預金の決算利息の元本への組入れ、および未利用口座管理手数料の出金は除く）
- （３） 当該普通預金口座の残高が1万円未満であること。
- （４） 取引店で、定期性預金および預かり金融資産（投資信託・保険・国債等）の取引がないこと。
- （５） 取引店で、融資取引がないこと。

### 【未利用口座管理手数料の「ご案内」について】

令和3年4月1日以降に新規開設されたお客さまの普通預金口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内をさせていただきます。（ご案内が延着または到着しなかった場合でも、通常に到着したものとみなします。）

ご案内後、一定期間（3ヵ月間）経過後もお預入または払戻しのご利用がない場合には、年間1,200円（消費税別）の未利用口座管理手数料を当該口座より、引落しさせていただきます。

### 【口座の自動解約について】

残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合には、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動解約させていただきます。

ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用はできませんので、ご了承ください。

なお、ご不明な点は、お取引店までお問合せください。

以 上